

「インフレスライド条項の運用について」

受注者の皆様へ

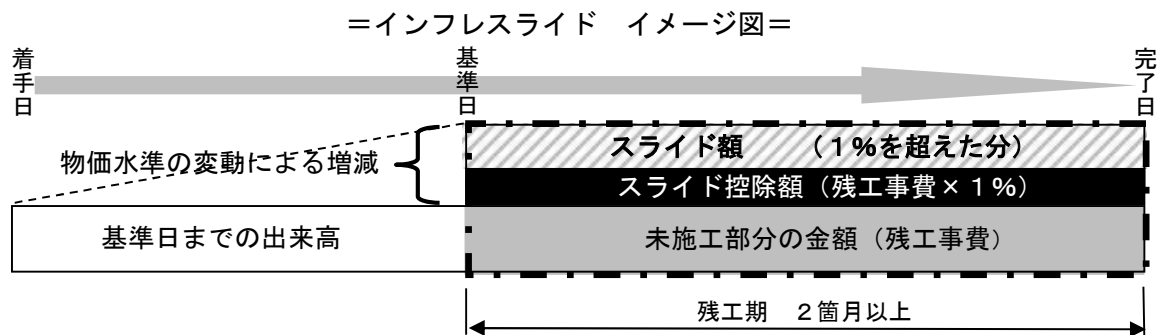
本市において、静岡市建設工事請負契約約款第26条6項（通称、インフレスライド）を継続運用することとしたので、お知らせいたします。

スライド条項は、なじみの少ない難しいものにとらえがちですが、簡単に言うと、契約中の工事において、物価水準等の変動が原因で未施工部分の金額※1に増減が生じ、請負代金額（契約額）が不適當になった場合に、一定額を超えた分※2について変更契約することができるというものです。

- ※1 未施工部分の金額とは、工事全体から出来高を除いた「残工事費」を言います。
- ※2 一定額を超えた分を「スライド額」と呼び、一定額とは残工事費に1.0%または1.5%をかけた金額（「スライド控除額」）です。（1.5%は全体スライドの場合）

（例）インフレスライド：請負代金額（契約額）3千万円の建設工事の場合

出来高が1千万円、未施工部分の金額（残工事費）が2千万円の時を基準日とすると、2千万円の1%（20万円）を超えた分が「スライド額」として変更契約の対象となります。この時、残りの工事期間（残工期）が2箇月以上あることが前提になります。



$$\text{スライド額} = \text{物価変動後の残工事費} - \text{残工事費} - \text{スライド控除額 (残工事費} \times 1\%)$$

$$\text{変更請負代金額} = \text{基準日までの出来高} + \text{残工事費} + \text{スライド額}$$

制度詳細は、静岡市ホームページ掲載の『静岡市建設工事請負契約約款第26条第6項（インフレスライド条項）運用マニュアル（暫定版）令和2年4月』をご確認ください。
 静岡市HP > 事業者向け > 入札・契約 > 建設工事及び建設業関連業務委託 > お知らせ
<https://www.city.shizuoka.lg.jp/000887620.pdf>

※請求書の提出は監督員をお願いします。

制度についての問い合わせ先
 静岡市契約課 担当：長島
 電話：054-221-1346